条第三十三項を削り、同条第三十四項中「第一号から第四号まで」を「当該各号」に改め、「（第五号に掲げる場合にあつては、連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度開始の日）」を削り、「第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定」を「当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額」に改め、「又は第二号、第四号若しくは第五号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となつた譲渡をした日を含む連結事業年度」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項を同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額とし、」、「（当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。）」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に、「（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。）で法第六十五条の八第七項」を「で同条第七項」に改め、「（当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「又は第六十八条の七十九第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第六十五条の八第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第六十八条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額とし、」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「（当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第三十二項各号」を「第三十一項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項及び第四十一項を削り、同条第四十二項中「第六十五条の八第十一項」を「第六十五条の八第十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

39　法第六十五条の八第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

40　法第六十五条の八第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

一　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二　法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

第三十九条の七第四十三項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「法第六十八条の七十八第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度（以下この項において「譲渡連結事業年度」という。）後の各事業年度を含むものとし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、「おいて法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は」を「おいて同条第一項若しくは第九項又は法」に改め、「又は当該譲渡連結事業年度（以下この項において「譲渡年度」という。）」、「当該譲渡年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」及び「（法第六十八条の七十八第一項及び第九項の規定）」を削り、「譲渡年度以後の年度においてこれらを「当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産」に改め、「並びに法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、「法第六十五条の八第四項又は第六十八条の七十九第五項」を「同条第四項」に、「よりこれらの規定」を「より同項」に改め、「（譲渡連結事業年度を含む。）」を削り、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「又は第六十八条の七十九第五項」を削り、「有するこれらの規定」を「有する同条第四項」に、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において法第六十五条の八第七項」を「において同条第七項」に改め、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定）」及び「（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「よりこれらの規定」を「より同項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十四項とし、同条第四十七項から第四十九項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十九条の十の三第一項第三号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同条第二項第一号ロ中「当該特別事業再編対象法人の前期期末時（」を削り、「又は第八十一条の二十第一項に規定する期間に」を「に規定する期間（当該特別事業再編対象法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間。ロにおいて同じ。）に」に、「これらの規定」を「同条第一項各号」に改め、「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書」及び「又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「又は連結中間申告書に係る同法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項」を「に係る同項」に改め、「をいう。）」を削り、「当該前期期末時」を「当該終了の時」に、「同法第二条第十六号」を「同条第十六号」に改め、「若しくは同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」及び「若しくは連結個別利益積立金額」を削り、「第九条第一項第一号若しくは第六号又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号」を「第九条第一号及び第六号」に改める。

第三十九条の十一中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

第三十九条の十二第十一項中「前事業年度等が」を「前事業年度が」に改め、同項第一号中「前事業年度等（同項に規定する前事業年度等をいう。次項において同じ。）」を「当該事業年度の前事業年度」に改め、同条第十二項中「前事業年度等」を「当該事業年度の前事業年度」に改める。

第三十九条の十三第十項中「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同条第二十三項第一号中「又は第六十八条の四十一」を削り、同条第二十五項中「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する法人にあつては、第三十九条の百十三第二十一項に規定する連結個別資本金等の額）」を削り、「（次項」を「（同項」に改め、同条第二十項を次のように改める。

30　法第六十六条の五第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第十九条の規定の適用については、同条第二項中「」の合計額」とあるのは「」の合計額（租税特別措置法第六十六条の五第一項（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額。第一号及び第四項において「調整後支払利子合計額」という。）」と、同項第一号中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、同条第四項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、「の合計額を」とあるのは「の合計額（租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を」と、同条第九項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」とする。

第三十九条の十三の二第一項中「第五項、第六十条第一項及び第二項、第六十一条第一項」を「第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項」に、「第六十六条の七第三項及び第七項、第六十六条の九の三第三項及び第六項」を「第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項から第四項まで」に、「及び第百四十二条の四第一項並びに同令第百十二条第二十項」を「、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八並びに第百四十二条の四第一項」に改め、「第七十二条第一項第一号」の下